

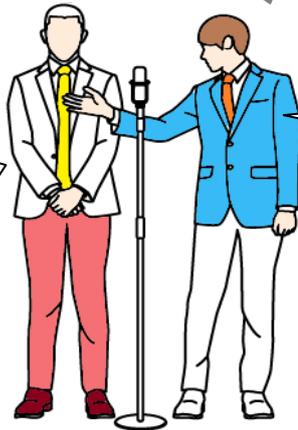
受講
料無

第2回

労働フォーラムのご案内



ハラスメントの
有る無しで、人
の気持ちはこ
んなにも違うん
ですね



君が責任者だよ!

会社ヤダ...



2022年4月から、全ての企業にパワハラ防止措置が義務づけられました。
様々なハラスメント防止のために何をすべきか? わかりやすく解説します。

職場のハラスメント防止

講 師

株式会社コミュニケーションズ・アイ
代表取締役 **伊藤かおる 氏**

公認心理師・精神保健福祉士

日 時

令和5年2月7日(火)
13:30~15:40 (受付開始13:00)

場 所

松本合同庁舎 502号会議室

労働者、経営者、人事担当者、労働組合役員、そのほか労働法に関心がある皆様のご参加をお待ちしています。

申込先

長野県中信労政事務所

電話 0263-40-1936 FAX 0263-47-7828

メール chushinrosei@pref.nagano.lg.jp

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内

裏面の申込書をFAX、または、同内容を記載したメールをお送り下さい

定員40名です。定員になり次第締め切りとなります

主催：長野県中信労政事務所 共催：松本市

